

第52回岩手県環境審議会 会議録

日 時 令和5年2月10日（金）
13：30～14：40
場 所 エスポワールいわて大中ホール

1 開 会

2 挨拶

3 新任委員紹介

4 報 告

- (1) 第2次岩手県地球温暖化対策実行計画の改訂（最終案）について
- (2) 第2期岩手県海岸漂着物対策推進地域計画（最終案）について
- (3) 岩手・青森県境産業廃棄物不法投棄事案に係る原状回復事業の完了について
- (4) 岩手県環境審議会大気部会審議結果について
- (5) 岩手県環境審議会水質部会審議結果について

5 その他

- ・ 岩手県地球温暖化対策計画書制度の見直しについて

（出席委員）

阿部江利子委員、石川奈緒委員、伊藤歩委員（リモート）、内澤稲子委員、小野澤章子委員（リモート）、小野寺真澄委員（リモート）、菅野範正委員、後藤均委員、齋藤貢委員（リモート）、篠原亜希委員（リモート）、渋谷晃太郎委員、鈴木まほろ委員、鷹觜紅子委員、滝川佐波子委員（リモート）、武田哲委員（古舘和好氏 代理出席）、丹野高三委員、辻盛生委員、沼田けさ子委員、晴山涉委員、松本勝徳委員（リモート）、山内貴義委員（リモート）、山崎朗子委員、渡邊里沙委員（リモート）、中平善伸特別委員（今野裕美氏 代理出席、リモート）、稲葉恭正特別委員（リモート）

（欠席委員）

佐藤信逸委員、佐藤康委員、塚本善弘委員、平元尚人委員、杉山佳弘特別委員

1. 開 会

○浅沼副部長兼環境生活企画室長 ただいまから第52回岩手県環境審議会を開催をいたします。

私、事務局を担当しております環境生活部副部長の浅沼でございます。暫時司会を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

本日の審議会の定数のご報告をさせていただきたいと思っております。委員30名のうち、本日はウェブでのご参加も含め、24名のご出席をいただいております。過半数に達しておりますので、岩手県環境審議会条例第7条第2項の規定によりまして、会議が成立していることをご報告いたします。

なお、当審議会におきましては、審議会等の会議の公開に関する指針に基づきまして、会議録を公表するまでの間、会議内容を録音した音声情報を県のウェブサイトにて公開するというようにしておりますので、予めご了承を賜りたいと存じます。

2. 挨拶

○浅沼副部長兼環境生活企画室長 それでは、開会に当たりまして、環境生活部長の福田より挨拶申し上げます。

○福田環境生活部長 本日は大変お忙しい中、お集まりいただきまして大変ありがとうございます。また、日頃から多方面で県政へご協力をいただいていることに、改めて感謝申し上げます。今回は地球温暖化対策実行計画の改訂案などをご確認いただくわけですが、脱炭素に向けた動きは次々と生まれておりまして、県内でも脱炭素先行地域が既に2か所、誕生するなどしております。

また、民間分野でも、脱炭素経営が世界的な潮流になっておりますが、今回、それをさらに促進するための新たな政策の第1弾についてもご説明したいと考えております。

さらに、今回は県境産廃の原状回復完了についてもご報告することになっておりまして、今後、記録誌の作成などにも着手するわけですが、その内容としては、現象面だけでなく本質面を捉えたものになりたいと考えておりますし、読み物として成立させるためにオーラルヒストリーの手法も取り入れられないかと考えております。

そのほか、本日は、岩手県海岸漂着物対策推進計画等について、ご報告することになって

おります。限られた時間ではございますが、委員の皆様におかれては、忌憚のないご意見を賜ることができればと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

3. 新任委員紹介

○浅沼副部長兼環境生活企画室長 続きまして、前回の審議会後に新しく委員となられた方がいらっしゃいますので、ご紹介をさせていただきます。沼田けさ子委員でございます。

○沼田けさ子委員 よろしくお願いたします。滝沢市長の武田哲委員でございます。本日はご都合により代理委員といたしまして、岩手県市長会事務局長古舘和好様にご出席を賜っております。武田委員には会長のご指名により、大気部会をご担当いただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

4. 報 告

- (1) 第2次岩手県地球温暖化対策実行計画の改訂（最終案）について
- (2) 第2期岩手県海岸漂着物対策推進地域計画（最終案）について
- (3) 岩手・青森県境産業廃棄物不法投棄事案に係る原状回復事業の完了について
- (4) 岩手県環境審議会大気部会審議結果について
- (5) 岩手県環境審議会水質部会審議結果について

○浅沼副部長兼環境生活企画室長 それではただいまから、次第の4報告に入らせていただきます。以降の進行につきましては審議会条例第3条第2項の規定によりまして、会長が議長を務めるということになっておりますので、渋谷会長にお願いしたいと思います。

どうぞよろしくお願いいたします。

○渋谷晃太郎会長 はい。皆様、ご苦労さまでございます。早速議事に入りたいと思います。次第によって議事を進めて参ります。まず初めに、第2次岩手県地球温暖化対策実行計画の改訂（最終案）について、事務局からご報告をお願いいたします。

○高橋グリーン社会推進課長 はい。それではよろしくお願いいたします。資料1の1ページ、第2次岩手県地球温暖化対策実行計画の改訂最終案でございます。「1 改訂（最終案）について」ですが、昨年10月25日に審議会の答申を受けて作成した素案について、パブリックコメント、市町村説明会、温暖化防止いわて県民会議幹事会での説明等を行いまして、そちらでいただいた意見を踏まえて修正を行いました。また、県が策定するいわて県民計画第

2期アクションプラン、県の令和5年度当初予算編成過程での検討を踏まえまして、取組あるいは施策の推進指標などについて見直しを行ったものでございます。

「2 パブリックコメントの実施状況」でございます。合計29人から105件のご意見をいただきました。意見の反映状況は表のとおりでございます。A又はB、意見を全部又は一部反映したものが合わせて41件、Cの意見と計画案の趣旨が同一であるものが19件、Dの計画案の修正はしませんが施策の実施段階の参考とするものが15件、Eの対応困難と考えられるものが19件などとなっています。

資料には記載はございませんが、パブコメの主なご意見を紹介いたします。まず、意見を反映したのものとしては、第7章の気候変動への適応策につきまして、外来種の監視と防除といった取組が必要ではないか、あるいは、街路樹植栽による日陰エリアの確保などを含めるべきではないかとの意見がございまして、適応策として追加しました。また、温暖化対策を進めるに当たって、関係者の役割分担を図示すべきとの意見を踏まえ、イメージ図を追加しました。こちらにつきましては、後ほど当該ページをご紹介します。次に、施策の実施段階で参考とするものとしまして、Bの反映区分でございますが、公共交通分野への水素の利活用、あるいは、家電、住宅、自動車業者の省エネについて、費用対効果の情報提供をすべきといったご意見もございました。最後に、対応困難としたものは、別冊としてお配りしてございます「促進区域の設定に係る岩手県基準案」に係る意見でございます。促進区域に含めることが不相当としている保安林等について、不相当区域から削除すべきとの意見がありました。これについては、保安林は森林以外への転用を抑制すべきものでありますので、案のとおり促進区域に含めることが適当ではない区域と整理をしています。

資料1に戻ります。1ページ「3 改訂最終案」では、本日お配りしているものとして、概要版、本文、別冊の構成となっております。後ほど、主な変更点について、ご説明いたします。

「4 今後のスケジュール」としましては、本日お示ししている最終案を県議会2月定例会において審議、議決いただきました後、今年度中に計画を策定することとしております。

次の、資料1の2ページをご覧ください。「5 第51回岩手県環境審議会における意見への対応について」ですが、書面開催となりました前回審議会でもいただいたご意見と、意見への反映状況をまとめております。

1点目のご意見です。「温暖化対策を確実に実行するためには、具体的な行動ができるような情報発信が必要、特に、企業が積極的に取り組み、ビジネスとしてプラスに働く活動を

行ってほしい」というご意見です。これにつきましては、温暖化防止いわて県民会議での優良企業の表彰、いわて地球環境にやさしい事業所に認定した事業所のより一層のPR、あるいは、温暖化対策の目標や取組の達成状況を県に報告している地球温暖化対策計画書制度の運用改善による取組内容の公表などによりまして、情報発信と取組の波及に向けて取り組んでまいります。なお、計画書制度の運用改善については、本日、その他としてご説明いたします。

2点目は、盛岡・宮古・大船渡の年平均気温の推移の表記について、統計取得期間が異なるデータを100年当たりのトレンドで表記することは誤解を生じるのではないかというご意見です。これにつきましては、計画に記載している図と表現は、気象台が公表している資料と同様となっております。最も早い時期から観測記録がある宮古市を基準に、1880年以降の数値をグラフの横軸にとって図示しているものです。また、平均気温のトレンドも、100年当たりで表記していますが、注釈として、上昇率に違いがある理由として、それぞれの都市の統計期間の違いが考えられる旨、表記を追加しております。

3点目は、「第7章 気候変動への適応策」の「本県における影響評価」欄の空欄の意味についてのご質問でありました。回答は記載のとおりでございますので、説明を省略させていただきます。

4点目は、化石燃料の直接消費をどのように削減していくのか、量的に示していく必要があるというご意見です。これにつきましては、本計画は、国の計画策定マニュアルに基づき、温室効果ガスの排出削減量を算定しておりまして、化石燃料の消費量や削減量を量的に示すことは困難ではございますけれども、取組に当たっては、省エネによる化石燃料の削減量を示すなどして、化石燃料の削減に向けた取り組みを進めてまいります。

5点目は、森林面積を減らしてでも再エネを導入すべきか検討の余地があるのではないかというご意見です。基本的な考え方としましては、計画にも記載しているとおり、地域に根差した再エネ導入に取り組んでいくものです。そのため、再エネ促進区域の設定に係る県の基準の策定、あるいは、風力発電の配慮書作成ガイドラインの策定などによりまして、地域の環境に配慮しながら導入を促進していくものでございます。

次に、素案からの主な変更点についてご報告いたします。資料1-1の概要版をご覧ください。こちらは変更点はございませんが、本体の方で説明するので、変更になった章立てのところをご紹介します。第6章「目標の達成に向けた対策・施策」、第7章「気候変動への適応策」、第8章「各主体の役割と計画の推進」の記載が主な変更点となります。この3つの

章について、変更点をご紹介します。

まず、第6章でございますが、目標の達成に向けた対策・施策については、県の当初予算編成過程において、新たに取り組むこととした事業等について追加しているほか、取組に関連する指標の数値を追加、取組の一例を紹介するコラムを追加などしています。例えば、資料1-2の64ページ、環境経営等の促進のうち、ポツの下から3つめ、「地域支援拠点の設置による自動車産業のカーボンニュートラルの推進」、これは商工分野になりますけれども、自動車のEV化に伴いまして、県内の部品として、EVに参入できるような地域支援拠点を新たに設置したことを新たに追加しております。

続きまして、資料1-2の87ページ、県民運動の推進でございます。ポツの4つめ、「専門知識を有する外部人災からの助言による構成団体の取組の推進」を新たに追加しております。

そして、資料1-2の89ページ、市町村の取組の支援として、「温暖化対策実行計画策定の支援」などを新たに追加しています。

続きまして、第7章、気候変動への適応策についてご説明します。資料1-2の128ページです。分野ごとの適応策について、県としての取組と、コラムを追加しています。128ページ、上段、野生鳥獣の影響の一つ目のポツ、下段の分布・個体群の変動の二つ目のポツに、それぞれ、「外来生物の生息実態の把握と情報発信」を新たに追加しました。こちらは、パブリックコメントでいただいた意見を踏まえて追加したものです。

続きまして、資料1-2、130ページの中段、③山地土砂災害の二つ目のポツ、「土砂災害危険区域等の指定、危険住宅の移転支援」、こちらもパブリックコメントを踏まえて新たに追加したものととなります。

次に、134ページの下段、その他の二つ目のポツ、「公園緑地の整備や都市緑化の推進などの緑地の保全・創出」を新たに追加しています。

続きまして、第8章、140ページ、パブコメで意見をいただきました関係機関の連携のイメージ図を追加しています。

続きまして、資料1-2、参考1、こちらは新たに施策推進に当たっての指標を入れ込んでおります。No.4以降の指標の目標値を新たに追加しています。こちらは、現在県が策定しています「いわて県民計画第2期アクションプラン」と同じ項目については、同じ数値を掲載しているところでございます。

最後に、資料1-3をご覧ください。促進区域の設定に関する岩手県基準（最終案）です。こちらにつきましては、9月の第50回審議会においてもお示ししておりますが、その段階から

大きな変更はございません。県の環境影響評価技術審査会において意見を聞きながら策定したものでございます。概要としては、太陽光発電と風力発電について、県として、促進区域から除外すべき区域と、除外はしないが促進区域に含める場合には配慮すべき事項を明示したものでございます。基本的な考え方としては、各種土地利用計画における制限がある区域については促進区域から除外しています。説明は以上です。

○渋谷晃太郎会長 はい。ありがとうございました。ただいまのご説明について、まず会場の、委員の皆様方からご質問を受けたいと思います。ご質問のある方、挙手をお願いできればと思います。いかがでしょうか。はい、辻委員。

○辻盛生委員 資料1-2、101ページ表7-2があり、104ページにも表7-2がありますが、これが誤りなのか意図的なのか分かりませんでした。

○高橋グリーン社会推進課長 ありがとうございます。確認の上、誤りであれば修正をさせていただきます。

○渋谷晃太郎会長 他にはございますでしょうか。それでは次に、リモート出席の委員の皆様方からご質問があれば伺いたいと思います。ご質問のある委員は挙手ボタンを押してください。お願いいたします。はい。特にございませんでしょうか。ありがとうございます。それでは、ご質問がないということで次に進んでいきたいと思います。どうもありがとうございました。

○渋谷晃太郎会長 続きまして(2)の第2期岩手県海岸漂着物対策推進計画の最終案について、事務局の方からご報告をお願いいたします。よろしく申し上げます。

○佐々木資源循環推進課総括課長 第2期岩手県海岸漂着物対策推進地域計画の最終案を策定しましたので、その概要をご説明いたします。資料の2-1をご覧ください。1の策定の趣旨ですが、海洋プラスチックごみなどによる地球規模での海洋環境の汚染が懸念されていることから、海岸漂着物処理推進法に基づき、各都道府県で地域計画を策定することとなっています。これを踏まえ本県においても、海岸漂着物等の円滑な処理や、効果的な発生抑制を図るため、令和元年度に地域計画を策定したところです。現計画が今年度をもって終期を迎えることから、第2期地域計画を策定しようとするものです。

次に、2計画期間ですが、いわて県民計画第2期アクションプランの期間に準じ、令和5年度から令和8年度の4年間にしようとするものです。

次に、3現状と課題ですが、現状として、定期的なモニタリング結果、県内の海岸・海域においても、プラスチックごみが確認されております。そうした中、現計画に掲げる海岸漂

着物等の回収、処理、発生抑制、普及啓発等の施策の推進により、海岸漂着物等対策は、着実に浸透しております。課題として、海や川へのプラスチックごみ流出の抑制、モニタリングの継続など、さらなる対策の推進が必要であること、そして内陸部を含めた取り組みの浸透や、そうした取組を担っている団体・個人が高齢化、固定化していることから、長期的に取り組んでいくためには、活動が継続できるよう団体等への支援や、環境保全団体の担い手育成、県民一人ひとりがごみ排出を抑制する行動を促すことが必要と捉えております。

次に、4第2期計画の内容ですが、資料2-2に計画の概要をまとめていますのでこちらをご覧ください。第2期計画も、現計画と同じ7章で構成しております。まず左側上段の第1章、

岩手県海岸漂着物対策推進地域計画の基本的事項は、先程の説明と重複しますので、説明を割愛します。次に、左側下段の第3章、岩手県における海岸漂着物等の現状と課題については、先程説明した内容のほか、令和3年度における海岸漂着物の回収状況とマイクロプラスチックの調査結果を記載しております。そして、これらの課題への対応を含めた基本方針に関しては、中段の第4章、海岸漂着物対策の基本方針に記載しています。主な基本方針は、使い捨てプラスチック製品の使用削減等、廃プラスチック類の排出抑制の取組、清掃活動を担う団体・企業等の活動を担う担い手育成の育成と支援、県民一人ひとりが環境美化活動に参画していける仕組みの構築としました。右側の第5章、海岸漂着物対策を重点的に推進する区域及びその対策内容には取組を記載しており、強化する項目を赤字で記載しています。

第2期計画では、地域で海岸・河川清掃や普及啓発活動の中心的役割を担う人材・団体の育成・支援を行い、かつ、県民一人ひとりが主体となった取組を推進するため、県民参加型の環境美化活動の仕組みを構築していきます。

恐れ入りますが、資料2-1にお戻りください。策定過程及びパブリック・コメントの意見反映状況ですが、学識経験者、各団体の代表、沿岸自治体等からなる岩手県海岸漂着物対策推進協議会を3回開催し、委員各位の意見を計画に反映したことに加え、各市町村、環境保全団体等にも意見照会し、計画に反映したところです。そして、令和4年12月9日から令和5年1月13日にかけてパブリック・コメントを行いました。パブリック・コメントでは、2名・5件の意見がありました。代表的な意見として、エコ協力店岩手認証制度に参画する事業者拡大に向けた対策の強化、企業等を行う環境美化活動を推進するための普及啓発ツールの導入促進などとなっています。これらの意見は、計画に掲げる施策の推進に係る意見であるため、第2期計画の施策遂行に当たっての参考といたします。

次に、資料2-1の6今後のスケジュールですが、令和5年2月定例県議会の環境福祉委員会で説明の上、3月中旬までを目途に計画を策定する予定です。

なお、計画案本文は資料2-3として添付しておりますので、後ほどご参照願います。

以上で説明を終わります。

○渋谷晃太郎会長 はい。どうもありがとうございました。ただいまのご報告につきましてまず会場の委員の皆様方から、ご質問あれば承りたいと思います。いかがでしょうか。お願いします。

○内澤稲子委員 資料2-2概要版のところですけども、この一番右の枠のところ、主要新規拡充事項は赤字記載とあってそれはわかりますが、この中にゴシックで表しているところと明朝で表しているところと下線が引いてあるところがあって、これらをどこを強調しているかどうか、ちょっとわかりにくく感じましたので、細かい表記の問題で申し訳ないんですけども、少し整理していった方が見たときにわかりやすいかなと思いましたので申し上げます。

○佐々木資源循環推進課総括課長 はい。ありがとうございます。ゴシックの赤いところ2つです。明朝の部分は黒字に戻して対応したいと思います。

○渋谷晃太郎会長 はい。ありがとうございます。他にはございますか。それではリモートの出席の委員の皆様方からご質問承りたいと思います。ご質問がある場合は、挙手ボタン押していただきたいと思います。よろしく申し上げます。伊藤委員、お願いします。

○伊藤歩委員 はい。ご説明ありがとうございました。計画に対するコメントとかではなくて、純粹に質問なんですけれども。漂着ごみの一部は川から放出されてきたりとか、増水により流れてきたプラスチック類とか、そういうものも含まれるのかなと思うのですけれども、一方でレジ袋の有料化があった後に、やはり県民のプラスチックに対する意識ですとか、分別の意識が変わってきてるんじゃないかなと思うのですが、そのあたりの効果っていうのは、実際河川のポイ捨てのごみですとか、或いは流出しているものが減ってるのかどうか、何か情報がありましたら教えていただければと思うのですが。

○佐々木資源循環推進課総括課長 はい。今のご質問にお答えしたいと思いますけども、環境省がレジ袋の削減の効果について取りまとめるということになったんですけども、今のところまだ取りまとめた結果は公表されておられません。また、3年にわたって海洋ごみの回収状況を踏まえ調査したんですけども、ごみが増える要因としては、台風とか増水による影響も大きくて、データにばらつきがあります。今のところ、プラスチックごみ対策を行ったこ

とによって明らかにプラスチックごみが減るといようなデータは取れておりませんので、長期にわたってデータを収集していった傾向をつかむしかないと思っております。

○伊藤歩委員 わかりました。難しいということで、あと、まだまだそういう清掃活動を積極的に続けていかなきゃいけないということを理解しました。ありがとうございました。

○渋谷晃太郎会長 どうもありがとうございました。他にはいかがでしょうか。はい。小野澤委員をお願いします。

○小野澤章子委員 今回の委員の質問と重なると思うのですが、資料2-3の19ページ、海岸漂着物等の漂着の要因というタイトルの部分、漂着される要因のほかに、そもそもごみが投棄される要因を明らかにしないといけないと思うが、そういった点について分かっていることがあれば教えていただきたい。

○佐々木資源循環推進課総括課長 この海岸漂着物に限ったデータではないんですけども、やはりごみをポイ捨てするというのは、若い世代に多いということがありまして、幼い頃からの普及啓発活動に取り組んでいく必要があるかなと思っております。この計画の策定にあたって、協議会の委員から、教育活動を積極的に推進するべきだというご意見があり、それについては環境教育的な活動について、小学校に対して海ごみのパンフレットとか、3R推進などを積極的に行いましょうということで、働きかけを行ってますので、今後そのような取組を継続していきたいと考えております。

○小野澤章子委員 ありがとうございます。そういう個人が日常生活でプラスチックごみを廃棄するということがあると思うのですが、計画書の19ページを見ますと、産業・漁業の流域のごみが結果的に言えば、投棄されるといった面もあると思うので、そういった部分についても、管理について対策できないか、個人が廃棄するにしても、道に捨てるのか海岸に捨てるのか、そういった要因も分析していかないと全体の量を減らすということにはつながらないと思うので、今後検討していただければと思います。

○渋谷晃太郎会長 はい。ありがとうございます。漁業関係のもありますよね。ちょっとご紹介をお願いします。

○佐々木資源循環推進課総括課長 はい。先ほど言いましたのは内陸も含めたごみの投棄ということですけども、海岸線において漁業廃棄物、漁業系のごみというのが出るわけで、これについては漁業者が回収を行うという取組が資料2-3の20ページに書いており、宮古、山田、大船渡で、漁業者が市町村が設置したごみ回収ボックスにプラスチックごみや海外漂着物を回収するという事業も行っておりまして、その回収量等のデータも今後把握して対策

に、役立てていきたいと考えております。

○渋谷晃太郎会長 よろしいでしょうか。内陸と、漁業者の皆様方のご協力がなくなかなかうまくいかないということで、環境省の方でも、漁業者とのコミュニケーションを考えてらっしゃるようなことを聞いたことがあるんですけども。

○佐々木資源循環推進課総括課長 はい。資料2-3の39ページに書いてあるんですけども、上段の方に、環境省が漁業者と自治体の協力による海洋ごみ回収マニュアルを作成しました。漁業者を含めて市町村に周知して、もっとごみの回収が進むように取り組んでいきたいと考えております。

○渋谷晃太郎会長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。ありがとうございました。他にはございますでしょうか。特にございませんようですので、次に進めさせていただきます。続きまして、(3)の岩手・青森県境産業廃棄物不法投棄事案に係る原状回復事業の完了について、事務局の方からご報告をお願いいたします。

○田村廃棄物特別対策室特命参事兼再生・整備課長 岩手・青森県境産業廃棄物不法投棄事案に係る原状回復事業の完了につきまして、資料3-1です。本事案は、不法投棄原因者に代わり、県が平成14年度から行政代執行として現状回復を進めてきた事案でございますが、事業開始から約10年を経まして、今年度現状回復が完了したところでございます。まず、概要でございますが、平成11年に二戸市の16ヘクタール、それから田子町の11ヘクタールに跨る計27ヘクタールの土地に、青森県の産業廃棄物処理業者が、計約150万トンもの産業廃棄物を不法投棄していたことが発覚しております。本来、不法投棄行為者が原状回復を行うべきところでございますが、当事者に資力がなく、やむを得ず、県が平成14年10月に行政代執行として、原状回復に着手しております。また、原状回復を進めるにあたり、原状回復対策協議会におきまして、合意形成を図りながら、不法投棄廃棄物の撤去、また、その廃棄物由来の汚染土壌地下水対策を実施してきたところでございます。2の経緯に記載のとおりですが、平成14年10月に事業着手、それから、翌年平成15年6月には、特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法、これは国の財政支援、それから当審議会、或いは特別部会で審議いただく根拠となっている法律でございますが、これが施行されてございます。

昨年、今年度8月には汚染土壌地下水対策が完了し、12月には現場の地形設計も完了したことを受けまして、2月4日に開催されました第87回原状回復対策協議会におきまして、齋藤委員長より、原状回復宣言が発出されたところでございます。

ここで恐れ入りますが、次のページ資料3-2の2ページ目をご覧ください。右側の3現状

回復事業の進捗でございますが、(1)ですが、まず平成25年度までに、不法投棄廃棄物の全量約35万トンの撤去が完了してございます。写真にございますように、現場において廃棄物を掘削の後に手作業ですとか或いは機械選別を経まして、外部の処理業者へ搬出されているというふうになっております。それから(2)でございますが、今年度には汚染土壌地下水対策も完了しているところでございます。4の不法投棄現場の現況でございますが、これは昨年11月に撮影した写真でございますが、大分綺麗になってるということがこの写真で分かるかと思えます。次のページをお開きください。2月4日に宣言しました原状回復宣言を掲載してございます。この宣言は大きく4つの段落で構成してございますが、その2段落目、その結果という部分でございますが、不法投棄された廃棄物の全量撤去、汚染土壌地下水対策などのすべての作業が終了し、生活環境保全上の支障が生じることがない状態を確保することができたということ、広く周知することを目的としてございます。

資料3-1にお戻りください。一番下の今後の対応でございます。今年度で原状回復は無事完了となり、現場の安全が確認されているのですが、この大規模不法投棄事案からられた教訓を次の世代に伝えていく必要があること、またさらには、原状回復物を現場土地のあり方といった残された課題につきまして、来年度以降も引き続き検討していく予定としてございます。また、(2)でございますが、地域住民の皆様の安心感醸成のため、周辺河川等における水質モニタリングを令和6年度まで継続実施する予定としておりまして、その後、令和7年度以降に県が差し押さえております現場土地を公売する予定としてございます。

以上で説明を終わります。

○渋谷晃太郎会長 ありがとうございます。ただいまの報告につきまして、まず会場の委員の皆様方から、ご質問いただきたいと思います。よろしくお願ひします。いかがでしょうか。それでは、リモート出席の委員の皆様方からも、ご質問あれば伺いたいと思います。ご質問がある場合、委員は挙手ボタンを押していただきたいと思います。よろしくお願ひします。特にございませんでしょうか。はい。ありがとうございます。

本事案につきましては、20年という長い時間を要してようやく、一応と言いますか、今後の土地の使い方等があると思えますけども、決着を見た、完了を見たということで、当事者の皆様方また審議会の委員の皆様方も関係の方がいらっしゃるということで、長期にわたって、大変ご苦勞おかけしたということで、ご苦勞さまでしたと申し上げたいと思います。どうもありがとうございます。お疲れ様でございました。

それでは続きまして(4)になりますけれども、岩手県環境審議会の大気部会の審議結果

につきまして、丹野部会長様の方からご報告をお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

○丹野高三委員 大気部会から報告事項がございます。資料4をご覧ください。令和5年1月20日に開催いたしました大気部会におきまして1審議事項に記載しております3点について審議を行いましたので、結果をご報告いたします。

1点目の大気汚染防止法に基づく令和5年度大気汚染調査測定計画については、窒素酸化物等を測定する環境大気常時監視、ベンゼン等を測定する有害大気常時監視の調査測定計画についてです。審議の結果、事務局案のとおり議決いたしました。

2点目のダイオキシン類対策特別措置法に基づく調査測定方針及び令和5年度の調査測定計画については、一般環境の大気、発生源周辺の大気において、ダイオキシン類を測定する計画についてです。審議の結果、事務局案のとおり議決いたしました。

3点目の騒音規制法、振動規制法及び悪臭防止法に基づく規制地域の変更については、矢巾町及び大槌町において、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が変更されたことに伴い、これに準拠して規制地域の変更を行うものです。審議の結果、事務局案のとおり議決しました。

大気部会からの報告は以上です。

○渋谷晃太郎会長 どうもありがとうございました。ただいまのご報告につきましてまず会場の委員の皆様方からご質問あれば承りたいと思います。いかがでしょうか。特に無いようですので、リモートの委員の皆様方いかがでしょうか。もしご質問あれば、挙手ボタンを押していただければと思います。はい。特に無いようですので、どうもありがとうございました。続きまして(5)の岩手県環境審議会水質部会の審議結果につきまして、伊藤部会長様の方から、ご報告をいただきたいと思います。

○伊藤歩委員 水質部会から報告事項いたします。お手元の資料5をご覧ください。令和5年1月16日に開催いたしました水質部会におきまして1審議事項に記載しております4点について審議を行いましたので、結果を報告いたします。

審議事項1点目及び2点目は、それぞれ水質汚濁防止法に基づく公共用水域及び地下水質の令和5年度の測定計画についてです。審議の結果、いずれも事務局案のとおり議決いたしました。

審議事項3点目は、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく調査測定方針及び令和5年度の調査測定計画についてです。審議の結果、事務局案のとおり議決いたしました。

審議事項4点目の環境基本法に基づく早池峰ダム貯水池に係る水質環境基準の類型の当てはめについては、早池峰ダム貯水池について、湖沼の水質環境基準の類型を当てはめるものです。審議の結果、事務局案のとおり議決いたしました。

水質部会からの報告は以上です。

○渋谷晃太郎会長 どうもありがとうございました。ただいまの報告につきまして、まず会場の委員の皆様方からご質問を受けたいと思います。いかがでしょうか。特に無いようですので、次にリモート出席の委員の皆様方から、もしご質問あれば、挙手ボタンを押していただきたいと思います。よろしく願いいたします。はい。特に無いようです。どうもありがとうございました。これで報告事項を終わりたいと思います。

6. その他

(1) 岩手県地球温暖化対策計画書制度の見直しについて

○渋谷晃太郎会長 次に、6のその他でございますが、岩手県地球温暖化対策計画書制度の見直しについて事務局からご説明をお願いします。

○高橋グリーン社会推進課長 資料6をご覧ください。地球温暖化対策計画書制度の見直しにつきましてご説明いたします。まずこの制度でございますけれども、趣旨目的をご覧くださいけれども、県の条例に基づきまして、一定の県内の事業者に対し、二酸化炭素排出量、その抑制方策などを盛り込んだ計画書、そして実施状況の届出書の作成と提出を求めているものでございます。目的としましては、脱炭素に向けた計画的な、そして自主的な取り組みを促すって制度ということでございます。

昨今、サプライチェーン全体での脱炭素経営へのシフトなどが求められる中で、今般ですね、事業者の同意が得られた場合に、提出いただく計画書、そして実施状況届出書を県が公表することで、光熱費や燃料費の削減だけではなく、取引先の拡大、事業所の知名度や認知度の向上、人材獲得力の強化など、脱炭素経営のメリットを顕在化させようとするものでございます。制度の概要を、右下の囲みのところでご説明いたします。

右下の囲み青字のところ、計画書等の提出を要する事業者ですが、大きく二つございます。1つは、ア、県内に設置してる工場・事業所におけるエネルギー使用量、原油換算で年間1500キロリットル以上、イ、40台以上の自動車を使用している事業者、こちらが対象になります。

具体的に計画書等に記載していただく内容がその下にありまして、3点ございます。二酸

化炭素の排出の状況、排出抑制のための措置、その他温暖化対策について取り組んでいることがあれば、取り組んでいる事項といったものを記載していただくことになっております。

見直しの内容につきましては、2、見直し内容をご覧ください。事業者の同意を個別に得た上で、下記の2つの書類について、県のウェブページで公表するということが予定しております。1つ目は計画書、2つ目は実施状況の届出書となっております。

次の参考①に計画書と届出書の提出のタイミングが記載になっておりますけれども、下の図の左側です。計画書を出していただくというのがありますが、計画年度の1年目に計画書を出していただきまして、その後3か年にわたって実施状況届け出書を出していただく、これを3年に1度繰り返すというような内容になっております。

個別の同意を経た上で、同意いただける事業者さんのみ公表ということを考えておりますけれども、エネルギー使用量が比較的小規模の提出を要しない事業者につきましても、事業者が希望する場合につきましては、同様に公表するということが考えております。

スケジュールは資料5の3に記載のとおり、年度内に取扱要領を改正しまして、来年度以降の提出に関しまして、見直し内容が反映できるように、4～6月に公表意向の確認、実際の公表は10月頃を予定しております。参考②としまして、資料の最後になりますけれども、こういった見直しをする背景の1つとしまして、若年就労者の意識の変化ということで参考までに掲げておりますけれども、脱炭素に対する関心度は全世代の中でも、特にZ世代と言われる世代が、関心が高くなっております。事業所の意欲的な取組、削減に向けた取組を公表という形でPRすることで、例えば人材の獲得に寄与するのではないかとということで、今回見直しを考えたものです。説明は以上です。

○渋谷晃太郎会長 ありがとうございます。排出量が見える化していくという取組だと思います。まず会場の委員の皆様方からご質問等あればいただきたいと思います。いかがでしょうか。特にありませんか。それでは、リモートの出席の委員の皆様方、ご質問等あれば、挙手ボタン押していただきたいと思います。よろしく申し上げます。小野澤委員お願いします。

○小野澤章子委員 資料に計画書を提出する事業者の予定ということで、条例の内容が書いてあるんですが、こういった企業が県内にだいたいいくつ位、どのぐらい対象になるような事業者がいるのかということイメージすると、実際、県内に対する影響力が分かるのかなと思いました。この条件に当てはまる企業がどの位いるのか分かれば教えていただければと思います。

○高橋グリーン社会推進課長 約180事業所となっております。

○小野澤章子委員 ありがとうございます。多くの企業に参加いただけるような手順があれば良いと思いました。

○渋谷晃太郎会長 他にはいかがでしょうか。小野寺委員お願いいたします。

○小野寺真澄委員 脱炭素に対する関心度というところで、Z世代の関心度が高いという結果と、先ほどちょっとお話聞き間違えたのかもしれないのですが、不法投棄が若い方が多いというのが、イコールにならないと思いました。

私も、Z世代の方々の興味の度合いだったり、色々興味があってお話したりとか、調査の結果を教えてもらったりする機会があったのですが、環境に対するリテラシーとか、もう私たち世代よりずっと高いと思っていて、本当に不法投棄の原因が若い方々なんだろうかというのはちょっと腑に落ちなかったです。確かにその環境意識の変化っていうのは若い方々は非常に興味あって、まだまだ可能性の素地があるんだろうなというのは、私としては認識をしておりますが、やはりよく言われるのが、例えば、リサイクルをして環境に良いことをしたっていう報道のその先、結果が見えにくいという話をよく聞きます。形になっているということが、目に見えてリサイクルがこうなっているということが、最近によく製品化されてはいると思うんですけど、そういう物になる、どういう形にリサイクルされるかという最終工程が見えないなという話もよく聞きますので、参考までに意見させていただきました。よろしく申し上げます。

○渋谷晃太郎会長 はい。ありがとうございました。

○佐々木資源循環推進課総括課長 先程の件を訂正したいと思ってたんですけども、例えばレジ袋を受け取る割合が若い方が多い、また、ワンウェイプラを使う頻度も高いということで、それがそのまま不法投棄に結びついているということではないので、修正しようと思っています。若い方がプラスチックをよく使ってるっていうデータがあるということをお伝えしたかったので言い方を間違えたのを修正させていただきたいです。

○渋谷晃太郎会長 よろしいでしょうか。

○小野寺真澄委員 はい。ありがとうございます。

○渋谷晃太郎会長 あと、ご指摘の点のリサイクルをしようと言ってもそのリサイクルされたものがどんな形になってくるのかっていう、先の方まで情報提供していくとことが重要だということですね。取組を進めるためには、そういうこともあるということだったと思います。今後の参考にしていただければと思いますのでよろしく申し上げます。

それでは、会場の皆様が特にありますでしょうか。よろしいでしょうか。はい。ありがと

うございました。

それでは次に、今日机の上に、資料が加えられていたと思いますので、もしよろしければ事務局の方から予算関係の資料について、ご説明をしていただければと思います。よろしくお願いたします。

○中村環境生活企画室企画課長 令和5年度の当初予算について、環境生活部関係の予算の概要について説明させていただきます。お手元にお配りしております資料により説明させていただきます。リモートの委員の方には、後から送った資料となりますのでよろしくお願い致します。

まず、県の令和5年度予算につきましては、2ページ目のにあるとおりにわて県民エンパワー予算と名付けておりまして、県民一人ひとりをエンパワーできるよう4つの重点事項を強力に推進することとしております。この重点事項についてですが、3ページ目となります。

4つございまして、1つ目が自然減・社会減対策、2つ目がGX、グリーントランスフォーメーションの推進、3つ目がDX、デジタルトランスフォーメーションの推進、4つ目が安全・安心な地域づくりとなっております。

このうち当部に関係する部分といたしまして、4、5ページ目のところ、GXでございます。こちらの方は、持続可能な新しい成長を目指しながら、誰もが住みたいと思えるふるさとを次世代に引き継いでいくという考え方などと、関係部局とともに、省エネ対策の推進や再エネ導入の促進、森林吸収・温暖化への適応等に取り組むものでございます。

続きまして6ページ目となりますが、いわて県民計画に掲げる10の政策分野のうち、当部に関係しております自然環境の分野について記載してございます。重点事項と重複する部分もございまして、野生鳥獣の科学的・計画的な管理の推進や自然環境の保全、温室効果ガス排出削減に向けた取り組み等を進めることとしております。

それから7ページ目から12ページ目が、先ほどの重点事項のGXの関係の事業になっておりまして、13ページ目から最後の23ページ目までは、当部の主要事業の一覧となっておりますので、適宜ご参照願います。

当部といたしましては、重点事項に掲げるGXの推進、特に先ほど計画をご説明いたしました、脱炭素化や再エネ導入に関して、市町村や民間事業者の取組を支援し、エンパワーしていくこととしておりますので、これらの施策の推進についてご協力いただきますようお願いいたします。説明は以上です。

○渋谷晃太郎会長 はい。ありがとうございました。他には何かございますでしょうか。特

にご発言等ないようなので、進行を事務局のほうにお返ししたいと思います。

7. 閉 会

○浅沼副部長兼環境生活企画室長 渋谷会長、大変ありがとうございました。以上をもちまして、本日の審議会を終了させていただきたいと思います。委員の皆様、大変長時間にわたりありがとうございました。お気をつけてお帰りください。